

【問題】

〔事例〕

Y は Z が所有する本件土地建物を賃借していたが、同土地には約 160cm の高さの古いブロック塀（以下「本件ブロック塀」）があった。本件ブロック塀が倒壊したとき、庭仕事をしていた隣人 X がその下敷きになって負傷した（以下「本件事故」）。X は、本件ブロック塀の保存の瑕疵によって 250 万円の損害（がれきの撤去等の原状回復費、治療費、逸失利益および慰謝料）を被ったものの（民 717 条）、本件ブロック塀の占有者 Y、所有者 Z のどちらの責任を問うべきかに迷ったため、両者を被告として損害賠償を求める訴えを提起し、かつ、各被告に対する請求の同時審判の申出を行った（以下「本訴」）。

〔設問〕

（1）受訴裁判所が本訴の Y に対する請求の弁論を分離した場合、X はどうすべきか。

（2）Y は、X の請求を認諾することができるか。

（3）X は、Y が負傷した本件事故の経緯および損害（額）の主張に加え、Y が占有する本件ブロック塀は土地工作物に該当するが、Y が住み始めた当時からひび割れがあり、いつ倒壊してもおかしくない状態だったと主張した。これに対して Y は、X の怪我は本件事故以前に負ったものであると反論し、本件事故が発生する前の X の様子が分かる資料（以下「証拠 α」）を提出した。X は Z に対し、Y に対する上記主張に加え、本件ブロック塀の事故時の所有者は Z であると主張したのに対し、Z も Y と同様の反論をしたが、自らは証拠を提出しなかった。受訴裁判所は、証拠 α を Z の主張を証明する資料として利用できるか。

（4）X は上記（3）と同じ主張をしたところ、Y が自白した。X は Z にも同様の主張をしたところ、Z は上記（3）の Y と同じ反論をし、その証拠として証拠 α を提出した。受訴裁判所は、Z が争った X 主張の事実を認定するため、証拠 α について証拠調べをなすべきか。

【出題趣旨】

本問は、民 717 条の土地工作物責任が問題となる事例において占有者と所有者のどちらが責任を負うが不明な場合、原告が同時審判申出共同訴訟の利用を求めたときの取扱い、および、その際の審理の在り方について基本的な事項を確認することに主眼がある。とくに、この共同訴訟が、通常共同訴訟であることを踏まえ、共同訴訟人独立の原則を具体的な訴訟行為に関して適切に適用できるかどうか問われる。また、証拠評価に関する自由心証主義が問題となる場面では、共同訴訟人独立の原則の限界が問われることへの理解も求められる。

【評価基準】

問 (1) <25 点>

- ☐ 問題提起：同時審判申出共同訴訟が成立するか否かが問題となること【2 点】
- ☐ 同時審判申出共同訴訟の要件【3 点】（うち、法 41 条の引用<1 点>、各共同被告に対する訴訟の目的である権利が互いに法律上併存し得ない関係にあること<1 点>、原告の同時審判の申出があること<1 点>）
- ☐ 【10 点】法 41 条の要件を具備することの当てはめ【10 点】（うち、民 717 条を引用しつつ、X の Y に対する請求、請求原因事実、抗弁事実<各 1 点>、X の Z に対する請求、請求原因事実、抗弁事実、再抗弁事実<各 1 点>、両請求について重なる事実<一つでも指摘できれば、1 点。二つで 2 点>、両請求の間に択一関係があること<2 点>）。
- ☐ 法 41 条の効果【5 点】（=裁判所について弁論および裁判の分離禁止という効果が生ずること）
- ☐ 違反した場合の効果【5 点】（うち、弁論分離は法 41 条違反になること<2 点>、異議を述べることができること<1 点>、責問権放棄の対象になること<2 点>）。

問 (2) <25 点>

- ☐ 共同訴訟人独立の原則とは何か【5 点】（うち、独立の原則の定義<4 点>、法 39 条の引用<1 点>で 1 点）
- ☐ 請求の認諾の意義【5 点】（うち、定義<3 点>、法 266・267 条の引用<2 点>）
- ☐ 共同訴訟人の一人による請求の認諾は可能か【15 点】（うち、Y の認諾により XY 請求について訴訟が終了すること<5 点>、XY 請求にかかる訴訟の終了により、共同訴訟が XZ 間の単一訴訟になること<5 点>、このことは独立の原則の結果として許容されること<5 点>）

問 (3) <25 点>

- ☐ 問題提起：通常共同訴訟における共同訴訟人の一人が提出した証拠について、共同訴

訟人独立の原則を適用するか、共同訴訟人間で証拠共通を認めるべきか【5点】

- 共同訴訟人間で証拠共通が必要となる事情と証拠共通を認めた場合の帰結【8点】（うち、同一法廷・同一期日における審理〔前者〕＜3点＞、証拠提出をしない共同訴訟人の証拠提出権の侵害〔後者〕＜5点＞）
- 共同訴訟人独立の原則を適用した場合の不都合【5点】（＝共同訴訟人の一人の欠席等で他の共同訴訟人が提出した証拠が援用されないために円滑な審理ができないこと）
- 証拠提出をしない共同訴訟人の証拠提出権には配慮が必要であること【7点】（＝期日に出頭し、他の共同訴訟人による証拠提出を了知することができたこと＜4点＞、にもかかわらず当該証拠に何ら異議をとどめなかったこと＜3点＞）

問（4）＜25点＞

- 通常共同訴訟における共同訴訟人の一人が自白した事実を他の共同訴訟人が争った場合において、共同訴訟人独立の原則が適用されること【5点】
- 自白の定義と効果【10点】（自白の定義＜7点＞、効果＜3点＞）
- 自白をしていない共同訴訟人との関係では、自白事実についての援用が必要であることの指摘とそのあてはめ【10点】（うち、援用の必要性＜5点＞、具体的事実「本件ブロック塀の保存に瑕疵があったこと」へのあてはめ＜5点＞）

＜参考文献＞

名津井吉裕「通常共同訴訟、同時審判申出共同訴訟」法学教室 467号 105頁